国立大学法人東京農工大学施設整備委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 (組織) 第3条 委員会は、次に各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>理事(総務・渉外担当)</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) 施設整備課長	本則 (組織) 第3条 委員会は、次に各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>理事(学術・研究担当)</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) 研究・財務戦略部施設整備課長	
(7) (略) 2 (略) (委員長及び副委員長) 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は <u>理事(総務・渉外担当)</u> をもって充て、副委員長は委員の互選により選出する。 2・3 (略) (事務) 第9条 委員会の事務は、 <u>施設整備課</u> において処理する。	(7) (略) 2 (略) (委員長及び副委員長) 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は <u>理事(学</u>	

附 則(令和3年4月1日規程第15号) この規程は、令和3年4月1日から施行する。